

令和7年10月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和7年10月15日(水)  
開会 13時30分 閉会 15時05分
- 2 開催場所 島田市役所 3階 大会議室西
- 3 出席委員 農業委員 14名  
 1 池ヶ谷 明生 2 今村 晴喜 4 岩本 剛久 5 後藤 直  
 6 櫻井 和也 7 澤本 吉廣 8 柴田 重雄 11 鈴木 芳信  
 13 原田 勝司 14 増本 努 15 森下 孝之 16 守谷 能精  
 18 森 孝雄 19 山下 忍
- 農地利用最適化推進委員 10名  
 1 萩原 憲一 2 山田 静雄 3 柴田 忠志 4 成岡 義人  
 5 増田 幸雄 6 塚本 澄雄 7 石澤 宏俊 9 杉本 芳樹  
 12 滝山 栄治 14 松下 宣良
- 4 欠席委員 5名 農業委員 5名  
 3 井村 浩幸 9 柴野 佳代子 10 鈴木 聡 12 仲山 和彦  
 17 八木 純子  
 農地利用最適化推進委員 4名  
 8 増田 尚士 10 土屋 聡 11 平井 晃芳 13 小玉 吉孝
- 5 議事日程  
 日程 第1 議事録署名人の指名
- 日程 第2 報告 第24号 農地法第3条の3第1項の届出について  
 第25号 農地法第18条第6項の通知について  
 第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の  
 認可について
- 日程 第3 議案 第41号 農地法第3条(所有権の移転)について  
 第42号 転用許可後の事業計画変更について  
 第43号 農地法第5条について  
 第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局 局長 山本 敏幸  
 係 長 藺田 展之  
 主 査 梅原 義明  
 主 事 石原 裕之  
 主 事 大畑 璃沙  
 会計年度任用職員 鈴木 斉

## 7 会議の概要

○議長（山下 忍） それでは、ただいまから令和7年島田市農業委員会10月総会を開催します。

総会の開催にあたり、委員の出席状況を報告いたします。農業委員3番井村浩幸委員、9番柴野佳代子委員、10番鈴木聡委員、12番仲山和彦委員、17番八木純子委員、農地利用最適化推進委員8番増田尚士委員、10番土屋聡委員、11番平井晃芳委員、13番小玉吉孝委員から欠席の届出がありました。

本日の出席者は 農業委員14名、推進委員10名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（菌田係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、4番の岩本剛久委員と5番の後藤直委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の菌田係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第24号「農地法第3条の3第1項の届出」について、18件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第24号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（菌田係長） まず1ページです。

報告第24号 農地法第3条の3第1項の届出について  
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。  
令和7年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍  
件数は、18件です。  
担当から説明します。

○事務局（大畑主事） 2ページから8ページをご覧ください。

報告第24号につきまして、別紙のとおり18件の届出がありました。

これらの内容ですが、取得の理由は、全て相続によるものです。

あっせんの希望がある案件は2番、10番、11番、12番、13番、16番、17番、18番の8件です。

管理方法に記載してあります「荒廃農地」については適切な管理を、「転用許可済地」や「無断転用」については、適切に登記地目の変更手続きを行うよう指導します。

また、あっせんの希望がある所有者には意向を確認し、調整を行います。

以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見がないようでございますので、報告第24号 農地法第3条の3第1項の届出、18件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第25号「農地法第18条第6項の通知」について、11件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第25号 農地法第18条第6項の通知について）

○事務局（菌田係長） 次は9ページです。

報告第25号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和7年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、11件です。

担当から説明します。

○事務局（大畑主事） 10ページをご覧ください。

報告第25号につきまして、別紙のとおり11件の届出がありました。

賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。

1番～9番 賃借人からの申し出であり、耕作規模の縮小に伴う解約です。

10番～11番 賃貸人からの申し出であり、転用に伴う解約です。

すべて離作補償はなく、1番～9番は機構法による解約、10番～11番は基盤法による解約です。

以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第25号 農地法第18条第6項の通知について、11件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第26号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可」について、71件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について）

○事務局（菌田係長） 次は12ページです。

報告第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画として認可された通知があったので報告する。

令和7年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、71件で388筆、330,036㎡です。

担当から説明します。

○事務局（石原主事） 13ページから35ページをご覧ください。

こちらの案件は全て、7月の農業委員会総会にて意見聴取をしたものです。始期が令和7年10月1

日の案件になります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について、71件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第41号 農地法第3条(所有権の移転)について、4件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

なお、1番案件の関係委員につきましては、退席をお願いします。

（議案第41号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（菌田係長） それでは、36ページをご覧ください。

議案第41号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和7年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、4件です。

担当から説明します。

○事務局（大畑主事） 37ページをご覧ください。

1番 譲受人は、井口の農業●●●●さん、耕作面積22,198.00㎡、耕作従事日数は本人300日、父300日、母300日、妻100日です。

譲渡人は、井口の会社員●●●●さんです。

申請地は井口の農地3筆、合計面積は3,062.00㎡、区分は売買です。

譲渡人は、相続により農地を取得したが、引き続き耕作を行うことが難しいため、譲受人への譲り渡しを希望。

譲受人は、申請地隣接の土地を耕作しており、譲渡人の希望を受け、譲り受けを希望し、申請に及んだものです。

場所は、東名吉田インターチェンジ井口から北西に約360m付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（岩本 剛久） 申請人は、茶、水稻、レタスを栽培しており、申請地は自身の所有する農地に隣接しています。隣接する農地で規模拡大を図ることができるため問題ありません。

○議長（山下 忍） 1番案件の説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） 採決いたします。

議案第41号 農地法第3条（所有権の移転）についての1番案件について、許可することにご異議

ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く全員の賛成をいただきました。よって、議案第41号の1番案件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

続きまして、2番案件から4番案件の説明をお願いします。

○事務局（大畑主事）

2番 譲受人は、川根町笹間下の農業●●●●さん、耕作面積 3,474.80 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人150日、妻30日です。

譲渡人は、川根町笹間下の農業●●●●さんです。

申請地は川根町笹間下の農地1筆、面積は79.00 m<sup>2</sup>、区分は売買です。

譲受人は、以前から申請地を耕作しており、引き続き耕作を希望。譲渡人は、耕作が行えないため、譲受人の希望を受け、譲り渡しを希望し、申請に及んだものです。

場所は、島田市コミュニティバス三並停留所から南西に約1km付近に位置しています。

補足説明を川根地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（守谷 能精） 10月15日、地区委員4名と譲受人、譲渡人、行政書士の立会いの下、現地を確認しました。申請地は譲受人の農地に囲まれており、以前から譲受人が借りて耕作していました。この度、譲渡人の申し出を受け、一体管理しようと権利を取得しようとするものです。適切に管理もされていることから、特に問題はないと思います。

○事務局（大畑主事）

3番 受贈人は、船木の農業●●●●さん、耕作面積は4,925.00 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人300日、妻250日、子50日です。

贈与人は、掛川市の無職●●●●さんです。

申請地は船木の農地1筆、面積は175.91 m<sup>2</sup>、区分は贈与です。

贈与人は遠方に居住しており、耕作が行えないため、農地の譲り渡しを希望。

受贈人は、申請地の近隣に居住しており、贈与人の希望を受け、譲り受けを希望し、申請に及んだものです。

場所は、南原公民館から南西に約528m付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（池ヶ谷 明生） 10月2日、石澤推進委員と受贈人の立会いの下、申請地を確認しました。申請地は荒廃農地となっており、受贈人が耕作する茶園、野菜畑に挟まれています。この度、贈与人の申し出を受け、一体管理しようと権利を取得しようとするものです。所有農地も適切に管理されており、荒廃農地も解消されることから、特に問題はないと思います。

○事務局（大畑主事）

4番 受贈人は、中溝町の無職●●●●さん、同じく無職●●●●さん、教員●●●●さん、無職●●●●さんの4人です。耕作面積はなく、耕作従事予定日数は、本人である●●●●さん150日、妻150日、子50日、子の妻50日です。

贈与人は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の貿易業●●●●さん、スイス連邦チューリッヒ州の弁護士●●●●さん、アメリカ合衆国マサチューセッツ州の大学教授●●●●さんの3人です。

申請地は中溝町の農地6筆、合計面積は193,97 m<sup>2</sup>、区分は贈与です。

贈与人は、海外で生活をしており、耕作が行えないため、農地の譲り渡しを希望。

受贈人である●●●●さんは、贈与人たちの叔父にあたり、以前から申請地を耕作しており、贈与人の希望を受け、譲り受けを希望し、申請に及んだものです。

場所は、中溝東公会堂から南西に約75m付近に位置しています。

補足説明を旧市地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（鈴木 芳信） 10月10日、地区委員4名と受贈人本人の立会いの下、現地を確認しました。申請地は果樹が植えられていますが、草が伸びていたため適正に管理するよう依頼しました。また、周囲は住宅等に囲まれているため、転用の可能性について伺ったところ、自身の所有する建物の排水管等が埋設されていることから転用に向かないから農地として管理していくとのことでした。問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 2番案件から4番案件の説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） 採決いたします。

議案第41号 農地法第3条（所有権の移転）について、2番案件から4番案件について許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 委員全員の賛成をいただきました。よって、本件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第42号 転用許可後の事業計画変更について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第42号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（藺田係長） それでは、39ページをご覧ください。

議案第42号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和7年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は1件です。

担当から説明します。

○事務局（梅原主査）

1番案件は、議案第43号の農地法第5条の2番案件とも関連がありますが、農地法第5条の内容については後程説明いたします。

資料の40ページ、別添資料の1ページから4ページをご覧ください。

当初計画人は大阪府の無職●●●●さんで、変更後計画人は東京都の不動産取引業株式会社●●●●●です。

申請地は、旭二丁目の田、現況：畑の1筆、面積167㎡で、当初の計画は自宅兼店舗で、計画変更後の計画は戸建住宅敷地（建売）です。

場所は、島田第五小学校から西へ約50mに位置し、第一種中高層住居専用地域に属する第3種農地

です。

当初計画人は自宅兼店舗を計画して建築する予定でしたが、仕事の関係で島田市から転出してしまい建築することができませんでした。

変更後計画人は戸建住宅の建売を計画していたところ、当該申請地を譲ってもらえることになったため、今回申請に及びました。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に影響はなく、変更後計画人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（萩原 憲一） 10月10日、地区委員4名と現地を確認しました。申請地の周囲に農地はなく、すでに埋め立てられた状態であります。やむを得ないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） 採決いたします。

議案第42号 転用許可後の事業計画変更について、承認することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 委員全員の賛成をいただきました。よって、本件につきましては、申請書の提出どおり承認することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第43号 農地法第5条について、6件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第43号 農地法第5条について）

○事務局（菌田係長） それでは、41ページをご覧ください。

議案第43号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和7年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、6件です。

それでは担当から説明します。

○事務局（梅原主査）

1番案件、資料の42ページ、別添資料の5ページから8ページをご覧ください。

譲受人は相賀の農業●●●●さん、譲渡人は道悦島の無職●●●●さんです。

申請地は相賀の畑、現況：畑の1筆、16㎡です。他地目併用全体面積は227.29㎡で、転用目的は倉庫用地の拡張です。

場所は、相賀浄水場から北北東に約550mに位置し、第1種・第2種・第3種農地に該当しない農地であるため、農地区分は第2種農地（その他）です。

申請理由としては、譲受人は申請地の近くで農業を営んでおり、相続で農地と農業施設用地を取得した親戚の譲渡人より、維持が困難なため助けてほしいと依頼がありました。隣接地が譲受人の耕作地でもあり、農業用倉庫も不足していましたので、その申し入れを譲受人が承諾し、今回申請に及び

ました。

計画としては、農業用倉庫1を1棟、建築面積54㎡、農業用倉庫2を1棟、建築面積5.40㎡、駐車場2台分を整備する予定です。

進入は東側の道路から、雨水は砕石敷のため自然浸透になります。

面積が100㎡以下のため事務局で現地を確認したところ、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

#### ○事務局（梅原主査）

2番案件、資料の42ページ、別添資料は少し戻っていただいて1ページから4ページをご覧ください。

先程承認をいただいた議案第42号の事業計画変更の1番案件と関連があります。

譲受人は東京都の不動産取引業株式会社●●●●、譲渡人は大阪府の無職●●●●さんです。

申請地は旭二丁目の田、現況：畑の1筆、167㎡で、転用目的は戸建住宅敷地（建売）です。

場所及び申請理由につきましては、先ほどの議案第42号の1番案件で説明したとおりです。

計画としては、木造2階建住宅1棟、建築面積58.79㎡、駐車場3台分を整備する予定です。

進入は南側の道路から、排水は南側の水路へ流す計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明がある場合は、旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

#### ○委員（萩原 憲一） 補足説明はありません。

#### ○事務局（梅原主査）

3番案件、資料の42ページ、別添資料の9ページから12ページをご覧ください。

使用借人は大代の農業●●●●さん、使用貸人は大代の自営業●●●●さんです。

申請地は、大代の畑、現況：畑の2筆、合計2,885㎡で、転用目的はジャンボ干支置場（一時転用）です。

場所は、大井川鉄道門出駅から北西に約3300mに位置し、農用地区域内農地（青地）です。

申請理由としては、中山間地域の活性化を図るため毎年この時期から開催されているイベントである藁で作られたジャンボ干支の置場として使用したく、今回申請に及びました。一時転用期間は、令和7年10月25日から令和8年3月8日までです。

計画としては、ジャンボ干支置場2個分、200㎡、テント4か所、30㎡、トイレ3か所、6.00㎡、駐車場2か所、1,600㎡を整備する予定です。

進入は東側の道路から、雨水は砕石敷のため自然浸透になります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（滝山 栄治） 10月6日、地区委員2名と使用借人の代理人の立会いの下、現地を確認しました。使用借人は地域活性化活動を行っている地元団体の代表であり、代理人はその役員であります。申請地は10年以上前に資材置き場として一時転用されたことがある場所であり、今は保全管理されている土地であります。周辺農地では果樹等を栽培していたりしますが、耕作には影響はありません。

#### ○事務局（梅原主査）

4番案件、資料の42ページ、別添資料の13ページから16ページをご覧ください。

賃借人は金谷東一丁目の建設業株式会社●●●●、賃貸人は静岡市の会社員●●●●さんです。

申請地は阪本の田、現況：田の1筆、252㎡の内50㎡で、転用目的は工事用現場事務所（一時転用）です。

場所は、島田消防署初倉出張所から東に約60mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、第3種農地になります。

申請理由としては、借借人が令和7年度静岡空港隣接市町連携事業費補助事業みどり幼稚園跡地公園整備工事を受注しましたが、周辺に現場事務所となる土地が他にないため、申請地を一時転用したく、今回申請に及びました。一時転用期間は、令和7年10月15日から令和8年3月31日までです。

計画としては、休憩所1棟、仮設トイレ1個、駐車場2台分、盛土なしで鉄板敷を整備する予定です。

進入は南側の道路から、雨水は碎石敷のため自然浸透になります。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、借借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（今村 晴喜） 前年度から引き続き行っている公園整備工事による工事用現場事務所設置のための申請です。周辺農地に影響はないため、問題ないと思います。

○事務局（梅原主査）

5番案件、資料の43ページ、別添資料の17ページから20ページをご覧ください。

借借人は藤枝市の古紙回収業株式会社●●●●、貸貸人は東町の主婦●●●●さんです。

申請地は、東町の田、現況：田の2筆、合計763㎡で、転用目的はリサイクルステーション（古紙等回収コンテナ置場）です。

場所は、六合東小学校から東に約510mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は古紙のリサイクル事業を営んでおりますが、近年古紙需要が増していることに加えて、自治体による紙類その他の資源ごみの収集回数が限られることから、地域住民の要望も考慮し、申請地に無料回収コンテナ置場を設けたく、譲渡人の承諾を得たので今回申請に及びました。

計画としては、回収コンテナ6台、看板2枚、緑地174㎡、車両回転場、駐車場4台分を整備する予定です。

進入は北側の道路から、雨水は北側の道路側溝へ流す計画です

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、借借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（増田 幸雄） 10月9日、地区委員4名と現地を確認しました。周辺農地に影響はありません。申請地の西側に貸貸人の農地が少し残りますが、隣接する貸貸人の宅地の壁と申請地の距離が近くなることを嫌って残したとのこと。残った農地の保全管理は行っていくとのこと。問題ないと思います。

○事務局（梅原主査）

6番案件、資料の43ページ、別添資料の21ページから24ページをご覧ください。

譲受人は向島町の宅地建物取引業等の●●●●株式会社、譲渡人は阿知ヶ谷の無職●●●●さん外1名です。

申請地は阿知ヶ谷の田、現況：田の3筆、合計1,074.93㎡です。転用目的は分譲宅地敷地で、他地目併用全体面積は1,083.08㎡です。面積が1,000㎡を超えるため、令和7年9月10日に土地利用承認申

請が提出されております。

場所は、島田工業高校から北西に約330mに位置し、第一種低層住居専用地域に属する第3種農地です。

申請理由としては、譲受人は島田市内において主に土木建築工事業及び宅地建物取引業を営んでおり、阿知ヶ谷地区内の分譲宅地の需要が多く適地を探していたところ、このたび譲渡人と売買の合意ができたため、今回申請に及びました。

計画としては、住宅用地5区画、合計面積942.87㎡、区画面積171.10㎡～201.00㎡、道路132.06㎡を整備する予定です。

進入は南側の道路から、排水は分譲宅地内に新たに整備する側溝から最終的には西側の既存の水路に流す計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接する農地はありますが営農に支障はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（森 孝雄） 10月9日、地区委員4名と現地を確認しました。申請地は耕作放棄地でありませんが、草刈りによる保全管理は行われています。隣接地に少し農地が残りますが、所有者には事業の説明は行われており、問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） 採決いたします。議案第43号 農地法第5条について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、議案第43号 農地法第5条については、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） それでは、次に議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答について89件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答について）

○事務局（菌田係長） それでは、44ページをご覧ください。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答について

農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見聴取があったので、異議なしと回答するものとする。

令和7年10月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は89件で、所有権移転はありません。利用権設定については、使用貸借が69件で 103,431.63㎡、賃貸借が20件で 44,657.30㎡です。それぞれ畑と田の内訳につきましては右に記載のとおりです。内容について担当から説明します。

○事務局（石原主事）

45ページをご覧ください。

1 番案件です。こちらは、公社から借人への配分のみの案件になります。貸借期間は3年8ヶ月、権利の種類は使用貸借で再設定です。

45 ページから 49 ページをご覧ください。

2 番案件から 7 番案件です。貸借期間が5年未満の案件で3年が5件、4年8ヶ月が1件です。権利の種類は使用貸借が4件で賃貸借が2件、再設定が3件で新規設定が3件です。

49 ページから 71 ページをご覧ください。

7 番案件から 45 番案件です。期間は5年です。権利の種類は賃貸借が6件で使用貸借が32件、再設定が26件で新規設定が12件です。

71 ページから 79 ページをご覧ください。

46 番案件から 61 番案件です。期間は6年です。権利の種類は使用貸借が9件で賃貸借が7件、全て再設定です。

79 ページから 91 ページをご覧ください。

62 番案件から 87 番案件です。期間は10年です。権利の種類は、使用貸借が21件で賃貸借が5件、再設定が16件で新規設定が10件です。

91 ページから 92 ページをご覧ください。

88、89 番案件です。期間は11年です。権利の種類は、2件とも使用貸借で再設定です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○委員 （質疑なし）

○議長（山下 忍） 採決いたします。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に対する回答についての89件について、異議なしとすることによろしいでしょうか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） 委員全員の賛成をいただきました。よって、この89件につきましては、計画書の提出のとおり異議なしとして回答することに致します。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。これをもちまして、総会を閉会いたします。